

千曲市産後ケア事業実施に伴う運用基準

1. 事業の対象者

- (1) 出産後1年未満の産婦。
- (2) 1歳未満の乳児（多胎児含む）及びそのきょうだい児。

2. 利用の申請

- (1) 事業の利用者は、受託医療機関等を通して市に千曲市産後ケア事業利用申請書の提出を行うことができる。
- (2) 利用者が申請書等を受託医療機関等に提出したとき、受託医療機関等は可能な限り当日中に保健センターへFAXし、後日報告書等と一緒に原本を提出する。

3. 費用負担

(1) 宿泊型

事業の実施に要する費用は、1回当たりの費用を、市が10分の8に相当する額（100円未満を切り捨て、上限額22,700円）に2,500円（減免分）を加えた額を負担し、利用者が市の負担額との差額を負担する。

(2) 通所型

事業の実施に要する費用は、1回当たりの費用を、市が10分の8に相当する額（100円未満切り捨て）を負担し、利用者が市の負担額との差額を負担する。ただし、市の負担は利用時間が日中8時間の区分については1回当たり10,600円を上限とし、利用時間が4時間の区分については1回当たり5,800円を上限とする。

(3) 訪問型

事業の実施に要する費用は、1回当たりの費用を、市が10分の8に相当する額（100円未満切り捨て）を負担し、利用者が市の負担額との差額を負担する。ただし、市の負担は1回当たり8,000円を上限とする。

(4) 共通事項

- (ア) 利用者が「生活保護受給者」及び「市民税非課税世帯」であるときは、利用者負担額も市が全額負担する。
- (イ) 乳児が多胎児の場合は、第1子までを委託費用の対象とし、第2子以降に係る経費は、加算分の費用のみ対象とする。その費用負担については、本運用基準3(1)～(3)に定めるものと同様とする。
- (ウ) 事業に要する費用には、食事代、衣服等の洗濯料、賃借料、乳児のミルク代、おむつ代、交通費、駐車場代等は含まないものとする。

4. 利用回数

- (1) 利用者が利用できる回数は、宿泊型、通所型、訪問型を通算して7回以内とする。
- (2) 利用回数の管理は母子手帳のページにより行う。

5. 施行期日

- (1) この運用基準は、令和8年4月1日から施行する。